公

第三千三百五十一号

平成二十三年

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞 告 目 示 次 (障害福祉課) ...

土砂災害警戒区域の指定...... 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定....... (河川砂防課) ... 同 _ :

身体障害者福祉法による医師の指定.

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 文県 化生

ш

建設業者の許可の取消し...... :

同同

県三

右 右

同 同

示

青森県告示第百二十五号

指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、 次の

平成二十三年二月十六日

第三号の規定により公示する。

(

青森県知事 Ξ 村

申

吾

戸西病院メディカルコート八 名

称 八戸市大字長苗代字中坪七七 所 在 地

平成三・

≕

年指

月 定 辞

日退

青森県告示第百二十六号

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 り次のとおり医師を指定したので、 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ 青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年

平成二十三年二月十六日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

大鹿	氏		
周 佐	名		
弘国独前立立	名	勤	
前立立病病行院政		務	
機法構人	称	す	
町弘	所	る	
一前市	在	病	
大字富野	1±	院	
野	地	等	
由整	診		
由整) 外 科	療		
肢 体	科		
デ 自	目		
<u></u> 壹平 ∴成	年指		
= [™]	月口	月 日定	

青森県告示第百二十七号

項の規定により公示する。 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四 律第五十七号) 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備

平成二十三年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

(2) 1 一川目二号土砂災害警戒区域及び一川目二号土砂災害特別警戒区域 (図面省略 指定の区域 上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 **平**

次の図面のとおり

項

一川目三丁目土砂災害警戒区域及び一川目三丁目土砂災害特別警戒区域 (図面省略)

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

 \equiv 松原一丁目一号土砂災害警戒区域及び松原一丁目一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

兀 川目二丁目土砂災害警戒区域及び一川目二丁目土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

五 川目一丁目土砂災害警戒区域及び一川目一丁目土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略

六 松原一丁目二号土砂災害警戒区域及び松原一丁目二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

七 松原一丁目三号土砂災害警戒区域及び松原一丁目三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

3 2 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊

(図面省略

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

八 1 松原一丁目四号土砂災害警戒区域及び松原一丁目四号土砂災害特別警戒区域 指定の区域

(図面省略)

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九

1

指定の区域

千刈田一号土砂災害警戒区域及び千刈田一号土砂災害特別警戒区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略

+千刈田二号土砂災害警戒区域及び千刈田二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略)

(

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

+ 深沢一丁目土砂災害警戒区域及び深沢一丁目土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

3

(図面省略)

次の図面のとおり

<u>+</u> 松原一丁目五号土砂災害警戒区域及び松原一丁目五号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

(図面省略)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

 \pm 松原一丁目六号土砂災害警戒区域及び松原一丁目六号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

1

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

十四四 (図面省略)

1 指定の区域 松原一丁目七号土砂災害警戒区域及び松原一丁目七号土砂災害特別警戒区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

士五 指定の区域

松原一丁目八号土砂災害警戒区域及び松原一丁目八号土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十六 後谷地一号土砂災害警戒区域及び後谷地一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

図面省略

十七 沼端一号土砂災害警戒区域及び沼端一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

十八 沼端二号土砂災害警戒区域及び沼端二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

十九 後谷地二号土砂災害警戒区域及び後谷地二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略)

<u>-</u> 神明前一号土砂災害警戒区域及び神明前一号土砂災害特別警戒区域

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

県 報

> 1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

_ + -阿光坊一号土砂災害警戒区域及び阿光坊一号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

(図面省略)

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十二 立蛇一号土砂災害警戒区域及び立蛇一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略

|十三 中下田一号土砂災害警戒区域及び中下田一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

(

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

_ 十 四 中下田二号土砂災害警戒区域及び中下田二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十五 古間木山土砂災害警戒区域及び古間木山土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十六 瓢一号土砂災害警戒区域及び瓢一号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

(図面省略

次の図面のとおり

二十七 瓢二号土砂災害警戒区域及び瓢二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

(図面省略) 上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略) 次の図面のとおり

二十八 阿光坊二号土砂災害警戒区域及び阿光坊二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

青

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略

十九 神明前二号土砂災害警戒区域及び神明前二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

三十 阿光坊三号土砂災害警戒区域及び阿光坊三号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

三十一 瓢三号土砂災害警戒区域及び瓢三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十二 瓢四号土砂災害警戒区域及び瓢四号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

1

指定の区域

(図面省略)

三十三 瓢五号土砂災害警戒区域及び瓢五号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十四 立蛇二号土砂災害警戒区域及び立蛇二号土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十五(瓢六号土砂災害警戒区域及び瓢六号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略)

(

三十六 瓢七号土砂災害警戒区域及び瓢七号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

青森県告示第百二十八号

律第五十七号) 第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

ので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

神明前三号土砂災害警戒区域

指定の区域

上北郡おいらせ町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

= 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

公

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年二月十六日

申請のあった年月日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成二十三年一月三十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本人財発掘育成協会

Ξ 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

青森市大字浦町字奥野三三二の二二

五 定款に記載された目的

り上げ、 行うため、経験と技術を持つ一般の住民が能動的に参加できる学習のシステムを作 活気のある地域が形成されることに寄与することを目的とする。 この法人は、すべての地域住民に対して生涯学習及び社会教育を推進する事業を 住民同士の垣根の低い生涯学習及び社会教育の場を実現し、 人々が元気で

県

森

建設業者の許可の取消し

青

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 大館建設工業株式会社

代表者の氏名 大館

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市城下三丁目一〇の六

兀 許可番号 青森県知事許可 (特 二二) 第六五七号

取消年月日 平成二十三年一月二十四日

五

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当 平成二十二年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 次のとおり

平成二十三年二月十六日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社大久保工務店

代表者の氏名 大久保 清治

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市江陽四丁目七の三二

許可番号 青森県知事許可 (特 二二) 第二三一七号

兀

取消年月日 平成二十三年一月二十五日

取消しに係る建設業の許可

定建設業の許可 土木、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、塗装、 造園、 水道施設工事業に係る特

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成二十三年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十三年二月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 株式会社大久保工務店

代表者の氏名 大久保

六 五 四 三 主たる営業所の所在地 許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第二三一七号 八戸市江陽四丁目七の三二

取消年月日 平成二十三年一月二十五日

取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工、タイル・れんが・ブロツク、鉄筋工事業に係る一般建

設業の許可 より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 取消しの原因となった事実 平成二十三年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行